

い家庭の場合、児童の安全を図るためお子さんをお預かりします。

場所

- 湯本こどもクラブ 湯本小学校内
- きんときクラブ 仙石原小学校内
- 箱根こどもクラブ 箱根幼稚園内

対象 小学校1年生から3年生まで

開所日 月曜日から金曜日まで

(祝祭日を除く)

開所時間 小学校の放課後から17時まで

(夏・冬・春休み期間中は8時

30分から17時まで)

負担額 児童1人につき月額6,000円

(おやつ代含む)

子育て勤労者支援住宅

子育て勤労者世帯に住宅を提供しています。

●湯本後山子育て勤労者支援住宅

場所 湯本263番地の9

家賃 2万8,000円

●宮城野外子育て勤労者支援住宅

場所 宮城野385番地

家賃 2万5,000円

●宮城野小東子育て勤労者支援住宅

場所 宮城野102番地

家賃 2万1,000円

対象

- 町内に在住または在勤の51歳以下の方
- 入居者または同居しようとする親族に扶養している16歳未満の子がいる方(出産の予定がある場合を含む)
- 町税などに滞納がない方

の負担があります) 開催回数 年間9回予定



子どもたちとの楽しいふれあい

筋力トレーニング教室

筋力の衰えを防止し、体力の維持のため筋力トレーニング教室を開催します。

対象 65歳以上の方

定員 20人程度

開催時期 10月から12月の3か月。週2回

開催場所 老人福祉センターやまなみ荘

通院費を補助

所得税非課税世帯の65歳以上の方が、バスを利用して通院した場合、利用料の1/2を補助します。

補助回数 月4回以内

補助範囲 小田原駅、御殿場駅、沼津駅までの範囲

申請月 4月・7月・10月・1月

※対象となる方には町から通知します。

高齢者のための福祉



地域包括支援センター

高齢者の在宅介護や権利擁護などの総合的な相談窓口として、地域包括支援センターを開設しています。

高齢者のさまざまな相談に、専任の職員が支援しますので、相談を希望する方は、直接センターへ連絡してください。

場所 社会福祉協議会内

連絡先 ☎8610006

高齢者などの生活支援

介護保険制度の対象とならなかった方で、何らかの支援が必要な高齢者などに、地域包括支援センターが作成する計画に基づき、介護保険制度のサービスに準じた次のサービスを提供します。

- ホームヘルプサービス (実施機関 社会福祉協議会)
- デイサービス (実施機関 箱根老人ホーム)

養護老人ホームの入所

身寄りがなく、経済的理由、心身の状況により、在宅で生活することができない方に、養護老人ホームへの入所手続きを行います。

成年後見制度利用を支援

身寄りのない独居の認知症高齢者などに対し、本人に代わって成年後見申立手続きを行います。

緊急通報用電話機を貸与

近隣に親族がない65歳以上の単身の方、もしくは高齢の方のみの世帯などで、慢性疾患などにより日常生活に注意を要する方に対して、緊急時の不安を解消するため、緊急用の電話機を無料で貸し出します。

敬老行事を開催

本年もさまざまな敬老行事を実施します。

内容

老人福祉功労者の表彰、敬老祝金の贈呈、長寿夫妻への記念品贈呈など



昨年の敬老会

●短期入所サービス (実施機関 箱根老人ホーム・陽光の園) 利用料 いずれも費用の1割負担(利用料のほか食費・居住費など諸経費については自己負担)となります。

日常生活用具を給付

認知症などにより用具の給付が必要な65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、介護保険対象外品目の火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。

費用 購入・設置費用の1割負担

移送サービス

身体的な理由により、一般的な交通機関では外出が困難な在宅の方に対し、タクシー利用券を交付します。

対象者 介護保険制度の要介護3以上の認定を受けている方

利用回数 500円券×48枚(年間)

介護保険サービス利用者負担を助成

介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方が利用する居宅介護サービスや施設介護サービス(食費、居住費を除く)と福祉用具購入・住宅改修に要した利用者負担相当額の一部を助成します。

対象者 住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方など

内容 利用者負担の1/2(居宅サービス費と施設サービス費については高額サービス費算定基準額の1/2が限度)

長寿(後期高齢者)医療制度

75歳以上の方(※)の「老人保健制度」が「長寿(後期高齢者)医療制度」に変わりました。

※65歳以上で一定の障がいのある方も含まれます。また、生活保護を受けている方は該当しません。

運営

県内すべての市町村が加入する「県後期高齢者医療広域連合」が運営します。広域連合は保険料の決定、保険証の交付や医療の給付を行います。市(区)町村は申請・届出の受付や相談、保険料徴収などの窓口事務を行います。

保険証

被保険者となった方には、3月下旬に新しい保険証をお送りしています。届いていない方は連絡してください。

保険料

被保険者一人ひとりが負担し、原則、4月分の年金から徴収されています。保険料は、被保険者が均等に負担する均等割額と所得に応じて負担する所得割額を合計した額となります。

『20年度・21年度の保険料額(年額)』

被保険者の保険料 (上限額は50万円)
均等割額 (39,860円)
+
所得割額 (被保険者の所得 ×7.45%)

家族介護用品を支給

要介護4または5の認定を受けている住民税非課税世帯の方を、在宅で介護している家族に介護用品(紙おむつ)を支給します。

はりきゅう・マッサージサービス券を交付

健康増進のため70歳以上の方に、はりきゅう・マッサージ券を交付します。

交付枚数 年間一人3枚

自己負担(1枚につき)

●治療院の場合 1,000円

●医療機関で受診する場合は、その医療機関により異なります。

※町が委託した治療院・医療機関に限りです。

配食サービス

虚弱などの理由により、調理することが困難な方にお弁当をお届けします。

対象者 65歳以上の単身の高齢者や高齢者のみの世帯の方など

利用料 1食につき300円

利用回数 週3回まで 月・水・金曜日

すこやかシルバーサロン

健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりのため、いきいき体操・小物づくり・保育園児との交流などを実施します。

対象 おおむね60歳以上の方

定員 50人

利用料 無料(内容により、材料費など

※所得の少ない方には軽減制度があります。

※災害や所得が減少したことにより保険料の納付が困難な場合は、申請により徴収の猶予や減免を受けられる場合があります。

健康保険などの被扶養者だった方

現在、健康保険組合や共済組合などの被扶養者で保険料を負担していなかった方も、長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者となると、保険料を負担することになります。

ただし、加入してから2年間は5割が軽減されます。



さらに、20年度のみの特例措置として、4月から9月までは負担がなく、10月から平成21年3月までは1割のみの負担となります。

医療費の自己負担

医療を受けたときに支払う自己負担割合(1割・3割)は、老人保健制度と変わリません。

照会先

●保険年金課 ☎8519564

●神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎045144016704